

# 訪問介護運営規程

## (事業の目的)

第1条 事業の目的は次のとおりとする。

第1条1項 株式会社縁-yukari が開設する、ヘルパーステーション リアン(以下「事業所」という。)が行う訪問介護及び、訪問介護相当サービスの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保する為に、必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者等(以下「訪問介護員」という。)が、要介護及び要支援状態にある高齢者に対し、利用者の意思及び人格を尊重し利用者の立場に立った適正な指定訪問介護及び、訪問介護相当サービス(以下「訪問介護等」という)を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 運営の方針は次のとおりとする。

- 第2条1項 事業所の訪問介護員等は、要介護者及び要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の身体介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 第2条2項 事業の実施に当たっては、必要な時に必要な訪問介護等の提供ができるよう努めるものとする。
- 第2条3項 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地域の保護・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 第2条4項 前3項のほか、「岐阜市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成24年条例第73号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

## (事業の運営)

第3条 事業の運営は次のとおりとする。

第3条1項 この事業所が実施する指定訪問介護等の提供に当たっては、当該事業所の訪問介護員によってのみ訪問介護等を行うものとし、第三者への委託によって行われぬものとする。

## (事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 第4条1項 名称 ヘルパーステーション リアン
- 第4条2項 所在地 岐阜県岐阜市長良西山前 87-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

第5条1項 管理者 1名

管理者は事業所従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等に規定されている指定訪問介護等の実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

第5条2項 サービス提供責任者 1名以上

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護等の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導を行うほか、訪問介護計画の作成等を行い、利用者又は家族にその内容を説明する。またサービス提供責任者は訪問介護員を兼務する。

第5条3項 訪問介護員 常勤換算方法で2.5人以上(管理者 1名、サービス提供責任者 1名含む)

訪問介護員等は、訪問介護計画に基づき指定訪問介護等の提供に当たる。

(営業日、及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

第6条1項 営業日 月曜日～金曜日までとする。

但し、年末年始12月30日～1月3日は休日とする。

第6条2項 営業時間 午前9時～午後6時までとする。

第6条3項 サービスは0:00～24:00 365日の提供とする。

第6条4項 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問介護の内容)

第7条 指定訪問介護等の内容は次のとおりとする。

第7条1項 訪問介護計画の作成

第7条2項 身体介護に関する内容

- ① 食事の介護
- ② 排泄の介護
- ③ 衣類着脱の介護
- ④ 入浴、清拭、洗髪の介護
- ⑤ 服薬の介護
- ⑥ その他必要な身体の介護

第7条3項 生活援助に関する内容

- ① 調理
- ② 衣類の洗濯、補修
- ③ 居住等の掃除、整理整頓

- ④ 生活必需品の買い物
- ⑤ その他必要な家事

(利用料等)

第8条 利用料は次のとおりとする。

第8条1項 指定訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準(告示上の報酬額)によるものとし、当該指定訪問介護が、法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の利用負担の割合欄に記載された割合分の額とする。

第8条2項 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準(告示上の報酬額)の額とする。

第8条3項 利用料などの支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

第8条4項 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額、その他の必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常事業所の実施地域)

第9条 通常事業の実施地域は次のとおりとする。

第9条1項 通常事業の実施地域は、岐阜市とする。

(緊急事態等における対応方法)

第10条 緊急時等における対応方法は次のとおりとする。

第10条1項 訪問介護員等は、訪問介護等を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情処理)

第11条 苦情処理の対応は次のとおりとする。

第11条1項 指定訪問介護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速に且つ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

第11条2項 本事業所は、提供した指定訪問介護等に関し、法第23条の規定により区市町村が行う質問、若しくは照会に応じ、及び区市町村が行う調査に協力するとともに、区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第11条3項 本事業所は、提供した指定訪問介護等に係る利用者の苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止)

第12条 虐待防止の対応は次のとおりとする。

第12条1項 事業者は、利用者の人権擁護・虐待の防止等の為、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その虐待防止を啓発・普及するための委員会を設置し、定期的な研修を実施する等の措置を講じるものとする。また、その結果、訪問介護員等に周知を徹底を図る。

第12条2項 事業者は、利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行う。

第12条3項 事業者は、利用者が家族から身体的、心理的等の虐待を受けていると知った際は関係区市町村に通報等を行う。

(業務継続計画の策定に関する事項)

第13条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護等を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

第13条2項 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

第13条3項 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第14条 その他運営についての留意事項は次のとおりとする。

第14条1項 本事業所は、訪問介護員等の実質的向上を図るための研修機会を次のとおり設けるとし、また業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ② 継続研修 年3回

第14条2項 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

第14条3項 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

第14条4項 本事業所は、訪問介護等に関する記録を整備し、訪問介護完結の日から5年間保存するものとする。

附則

この規程は、令和3年11月1日から施行する。

この規程は、令和4年11月1日から施行する。

この規程は 令和6年4月1日から施行する。